

Q 1 基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当するが届出がなされていない事業者への対応を示されたい。同条に違反することを理由に、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 71 条に基づく改善命令はできるのか。

A

福祉事務所からの情報収集、必要に応じた任意での事業実施状況の確認等により、基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当すると認められた住居施設の事業者に対しては、届出の勧奨を行われたい。

社会福祉法第 71 条に基づく改善命令は、無料低額宿泊所の届出を行っている事業者を対象としているため、届出がなされていない事業者には適用できない。

なお、同法第 70 条に規定する「社会福祉事業を経営する者」に対する調査については、基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当する事業を行っている場合は、届出の有無に関わらず社会福祉法第 70 条に基づく調査が可能であり、当該調査により不当に営利を図る、又は不当な処遇をしている場合には、同法第 72 条第 3 項に基づき事業の制限又は停止命令を行うことができる。

Q 2 令和 2 年 4 月 1 日の改正社会福祉法（以下「改正法」という。）の施行前に無料低額宿泊所としての届出がなされている事業所について、改正法の施行後は基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当しないことが明らかである場合には、社会福祉法第 72 条第 3 項に基づき、事業の停止を命じることになるのか。

A

改正法の施行前に届出がなされている事業所であっても、改正法に基づく届出が改めて行われなない場合は、施行前に行った届出の効力は改正法の施行時点で失われることになる。

したがって、基準省令第 2 条に規定する無料低額宿泊所の範囲に該当しない場合、特段の手段を行わなくても、改正法の施行時点でその効力は失われることになるが、事業所の管理等の観点から、無料低額宿泊所の範囲

に該当しないことを事業者の説明した上で、事業者に対して社会福祉法第69条第2項に基づき廃止届の提出を求めることが望ましい。

Q 3 基準省令第2条に関して、住宅セーフティネット制度の登録住宅で、生計困難者を対象にしているものについては、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。

A

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条による登録を受けている住宅か否かに関わらず、生計困難者の入居が可能として入居者を募集している場合であっても、生計困難者以外も利用可能な住宅については、基準省令第2条第1号イには該当しない。

また、入居対象を生計困難者のみに限定している場合であっても、住宅セーフティネット法第9条第1項第7号に規定する「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」として登録されている場合については、住宅セーフティネット法により居室等の設備について必要な要件確認が行われており、基準省令第2条本文ただし書の「他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合」に該当することから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。

ただし、住宅セーフティネット法による登録を受けている住宅を提供する事業者が、居室使用料や共益費以外の費用を入居者から受領して、サービスを提供している場合、そのサービス部分については他法による規制は及んでいないことから、当該住宅全体が無料低額宿泊所の届出の対象となる。

Q 4 基準省令第2条に関して、法務省からの事業の委託を受けて自立準備ホームとして運営されている施設については、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。刑余者の利用について委託があった場合に、空室等を利用して自立準備ホームとして事業を行っている場合はどうか。

A

自立準備ホームとして、専ら刑余者の受入を行っている施設については、他の制度により委託を受けて事業の実施がなされ、無料低額宿泊所とは事業目的や対象者が異なる事業であることが明らかであることから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。

一方、通常は、無料低額宿泊所に該当する事業として運営しており、刑余者の利用について委託があった場合のみ、空室を自立準備ホームとして活用する場合は、当該施設全体が無料低額宿泊所の届出の対象となる。

なお、その場合、自立準備ホームとして入居している者については、無料低額宿泊所の規制等には服さないこととなるが、自立準備ホームの業務に係る入居者の委託収入と無料低額宿泊所で当該入居者から受領する費用とで、同内容の費目を二重で徴収することのないよう事業者には周知されたい。

Q 5 基準省令第2条に関して、薬物依存症やアルコール依存症の治療を目的として住まいを提供している施設については、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。

A

基準省令第2条本文ただし書において「事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合」には、無料低額宿泊所の届出の対象とはしないこととしている。このため当該施設が、他の事業として事業費の補助等を受け、必要な規制の下で運営している場合には、同条本文ただし書に該当することから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。なお、当該施設が、薬物依存症やアルコール依存症の治療を目的としているか否かには因らない点に留意されたい。

Q 6 基準省令第2条に関して、本来、有料老人ホームとして届け出るべき事業者が、老人福祉法上の届出を行わず、無料低額宿泊所として届出を行うことは認められるか。

A

当該事業者が、高齢者を対象として入居者を募集しているなど、事業内容が有料老人ホームに該当すると認められる場合については、有料老人ホーム所管部局とも連携を図り、有料老人ホームとしての届出を行うように促すこととされたい。

Q 7 基準省令第2条に関して、賃貸借契約による学生向けアパートで家賃や共益費以外の料金は受領していないが、家主が、学生の他にホームレス等生活困窮者にも声かけ等して入居させている。この場合、無料低額宿泊所として届出の対象となるか。

A

生計困難者に声かけ等をしている場合であっても、生計困難者以外も利用可能な住宅については、基準省令第2条第1号イには該当しない。また、居室の利用契約が賃貸借契約であり、家賃（居室使用料）及び共益費以外の利用料を受領していないことから、同号口及びハにも該当しないことから、無料低額宿泊所の届出の対象とはならない。

Q 8 基準省令第2条第1号口及びハに関して、「被保護者（…）の数の割合が、おおむね五十%以上」とは、施設の事業者が、「生活保護受給者証」等の根拠書類を入居者から提出させ、確認しなければならないのか。

A

基準省令第2条第1号口及びハは、無料低額宿泊所の事業者が入居者に対して生活保護受給の根拠書類を提出させることを義務付けるもので

はない。入居者本人からの聞き取りや福祉事務所との連携の中で、適切に把握されるよう、事業者に周知されたい。

Q9 基準省令第2条第1号イの「生計困難者」は、解釈通知第1の1(1)で「生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者」とされているが、条例において、その範囲を「要保護者」のみに限定することは可能か。

A

基準省令第2条は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」について、入念的にその対象範囲を定めたものであり、条例においてその範囲を変更することは想定していない。そのため、条例の制定に際して、事業の範囲を要保護者に限定することは適当ではない。

なお、各事業者が、事業の実施に当たって、入居対象者を要保護者に限定することを妨げるものではない。

Q10 基準省令第2条第1号ハに関して、生活保護受給との賃貸借契約の締結に際して、毎日弁当を購入することも契約内容に盛り込んでいる事業者があるが、無料低額宿泊所として届出の対象になるか。弁当の購入ではなく、衣服のクリーニングや居室清掃を行うことを契約内容に盛り込んだ場合はどうか。

A

弁当購入やクリーニング等の利用について、入居者に対して、定期的に継続して提供されることを前提にして契約が行われている場合には、居室使用料や共益費以外の利用料を受領してサービスを提供していることから、基準省令第2条第1号ハに該当し、無料低額宿泊所の届出の対象となる。

一方、定期的な契約によらず建物内に売店等を併設して物品等の販売

やクリーニングの受付を行うなど、入居者が本人の意思でその都度物品等の購入等を行う場合には、無料低額宿泊所には該当しないものとして取り扱って差し支えない。

Q11 基準省令第3条第3項に規定する「独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない」とは、どの程度の頻度での状況把握が求められているのか。

外出先の把握等も含め、入居者の行動を常時把握しなければならないか。

A

基準省令第3条第3項に規定する「常に」とは、入居者の心身の状況に変化がないか、生活上の課題等を抱えていないか等を、その時々で常に把握することを意図しているものであり、常時、入居者の生活について管理監督をする意図で規定したものではない。

したがって、入居者の行動等を逐一把握するのではなく、入居者のプライバシーを尊重した上で、状態の把握等を行うことを求めているものである。

Q12 基準省令第3条第5項に規定する「地域との結びつきを重視した運営」の観点から、条例において事業所開設に当たり地域説明会の開催を義務付けることは可能か。

A

地域からの理解や協力を得た上で事業を運営することが望ましいことから、事業所開設に当たって地域説明会の実施について、条例において実施を義務付けることを妨げるものではない。ただし、事業所開設の要件として地域の同意を必要とする法的根拠はなく、地域からの同意等を得られないことを理由として、事業所開設の届出を受理しないといった取扱いがなされることは適切ではないことから、その運用には十分に留意されたい。

Q13 例えば、合計 15 の部屋数がある 3 階建ての建物において、うち 12 部屋を無料低額宿泊所として届出を行い、残り 3 部屋を一般の賃貸アパートとして、活用することは、基準省令第 5 条（設備の専用）の規定に抵触しないものと解してよいか。

その場合、建物のうち、どの部屋を無料低額宿泊所とするのか予め定めずに届出を行い、実際に生計困難者が入居した部屋を無料低額宿泊所として取り扱うことは可能か。

A

建物の一部について無料低額宿泊所として届け出た場合、当該届出を行った部分の設備について専用であれば、基準省令第 5 条（設備の専用）の規定には抵触しない。

また、届出を行った部分の設備についても、共有スペースなどで、入居者に提供するサービスに支障がない範囲において、他の用途で使用することは差し支えない。

ただし、届出時には、無料低額宿泊所として用いる各設備の範囲を特定する必要があり、設問のように入居者の属性に応じて居室の範囲等が変更となる前提での届出は認められない。

仮に、無料低額宿泊所として扱う居室の範囲を変更する場合には、その都度変更の届出が必要となる。

なお、建物の一部について無料低額宿泊所として届け出た場合であっても、無料低額宿泊所の範囲外としている部分についても生計困難者を対象として一体的に運営をしている実態がある場合には、当該部分も無料低額宿泊所の範囲とする届出内容の変更を行うよう指導されたい。

Q14 法的な位置付けがない施設において勤務した期間は、無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）の資格要件を定める基準省令第 6 条第 1 項の社会福祉事業等に従事した期間に含めることは可能か。

A

法的な位置付けのない施設については、その運営内容等が明らかではなく、社会福祉事業等の業務経験としては認められないことから、社会福祉事業等に従事した期間に含めることはできない。

Q15 社会福祉法第 68 条の 6 において準用する同法第 66 条に規定する「専任の管理者」は、基準省令第 6 条第 1 項に規定する施設長と同一の者と解してよいか。

A

お見込みのとおり、社会福祉法に規定する管理者と、基準省令第 6 条第 1 項に規定する施設長は同一の者として取り扱われたい。

Q16 基準省令第 6 条第 1 項に関して、施設長が社会福祉法第 19 条第 1 項各号に該当する者でなく、かつ社会福祉事業等に従事した期間が 2 年に満たないため、令和 2 年 4 月時点において社会福祉法第 71 条に基づく改善命令を行った場合において、施設長資格認定講習会の受講等の対応がなされないまま、当該無料低額宿泊所での業務期間が計 2 年間に達したときは、その時点で社会福祉事業等に従事した期間が 2 年以上として、施設長の要件を満たすことになるのか。

A

基準省令上は、無料低額宿泊所での業務期間が 2 年を経過した時点で施設長としての要件を満たすことになるが、社会福祉法第 71 条に基づく改善命令への対応がなされないことは問題であることから、改善命令と同時に、事業者には、施設長資格認定講習会の受講予定時期又は施設長の交代時期等、改善が完了する時期を明確にした具体的な計画等の提出を求め、その提出がない又は計画を履行する見込みがないことが明らかになった時点で、社会福祉法第 72 条第 1 項に基づく事業の制限・停止命令を行う等の対応を行うこととなる。

Q17 基準省令第6条第3項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の確認はどのように行うべきか。

A

事業開始の届出に当たって、事業者から、無料低額宿泊所の運営に携わる者に暴力団員等が存在しない旨の誓約書の提出を求めるなどの方法により確認されたい。

また、疑義が生じる場合には、警察等に調査協力を求めることとされたい。

Q18 基準省令第6条第3項に規定する「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」は、どういった者を想定しているか。

A

基準省令第6条第3項に規定する「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」に当たる者としては、事業所を運営している法人の役員が想定される。なお、給食の提供、清掃等の委託先の事業者については、無料低額宿泊所の運営事業者と当該委託先事業者が人的関係、資本関係において密接な関係を有する場合を除き、「その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者」には該当しない。

Q19 基準省令第8条第1項において、非常災害対策に係る必要な設備、具体的計画等の整備についての周知は、当該無料低額宿泊所の職員（以下「職員」という。）を対象に行うこととされているが、職員だけではなく入居者に対しても行うべきではないか。

A

非常災害時の対応については、基準省令第7条第1項第6号の規定により、無料低額宿泊所の施設の運営規程に盛り込むべき事項としており、

入居者に対しては、運営規程の概要を説明する際に災害時の対応等についても十分な説明を行うことが求められているものである。

Q20 基準省令第8条第2項に関して、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づく防火管理者の配置や避難訓練等の実施に関する規定との関係を整理されたい。同条に規定する防火対象物には該当しない無料低額宿泊所であっても避難訓練等を行わなければならないのか。アパート型で各戸が独立している建物においてはどうか。

A

消防法第8条第1項において、政令で定める防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定め、消防計画の策定、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等の業務を行わせなければならないものとされている。

この政令で定める防火対象物については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項に規定されており、例えば、同令別表第1（5）項口の「寄宿舍、下宿又は共同住宅」については、収容人員が50人以上のもの、同別表第1（5）項イの「旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの」については、収容人員が30人以上のものとされている。

無料低額宿泊所のうち、上記の政令で定める防火対象物に該当するものについては、同令第3条の2第2項に基づき「消火、通報及び避難の訓練」の実施が義務づけられており、当該訓練を実施している場合は、基準省令第8条第2項に規定する訓練を実施したものとみなしてよいこととしている（解釈通知第7（4））。

基準省令第8条第2項に定める訓練については、消防法において避難訓練等の実施が義務付けられていない施設においても行う必要があり、アパート型の建物の場合も同様である。

なお、避難訓練の実施については必ずしも一斉に行う必要があるものではなく、無料低額宿泊所の設置形態等に応じた訓練が実施されていればよい。

また、無料低額宿泊所のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項の規定が適用されるものについては、消火訓練及び

避難訓練を年2回以上実施しなければならないので留意されたい(解釈通知第7(4)のなお書き)。

Q21 基準省令第9条第2項第1号に規定する「提供した具体的なサービスの内容等の記録」とは、どのような内容について記録する必要があるか。また、記録の保存期間は同項本文において「完結の日から五年間」となっているが、完結の日は当該無料低額宿泊所を退居した日と考えてよいか。

A

入居者の入退居に関する記録、提供するサービスに係る契約書、状況把握の実施状況等である。また、食事を提供する場合は、食事提供の状況も含まれる。なお、状況把握に関する記録は入居者ごとの状況把握の実施の有無を、食事に関する記録は入居者ごとの食事の提供の有無が分かるものを想定しており、入居者ごとに個別に記録を作成せず、一覧等で整理されていても差し支えないものである。

当該記録の保存期間については、入居者台帳等の入居者の個別の記録については原則として当該入居者の退去日から5年間、状況把握や食事提供等の定期的に提供されるサービスの記録については原則として提供後5年間とする。ただし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合等には、上記に関わらず、損害賠償等がなされたときから5年間とする。

なお、個別の事案で係争中の場合には、当該事案が解決した日を「完結の日」として取り扱われたい。

Q22 基準省令第10条に関して、1つの建物のみでは5人以上の人員を入居させることができる規模を有しないが、隣接する2つの建物を合わせると5人以上の人員を入居させることができる規模を有する場合、当該2つの建物を1つの無料低額宿泊所とみなしてよいか。

A

原則、建物ごとに無料低額宿泊所としての届出を行う必要がある。た

だし、建物同士が隣接しており、便所・浴室等の設備、サービスの提供、安全管理の面で支障がない場合に限り、一の無料低額宿泊所として取り扱って差し支えない。

Q23 基準省令第12条に規定する建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法の遵守の状況について、建築部局や消防部局による検査や指導等を受けている場合、当該指導等に応じた対応が行われていれば、それぞれの法律を遵守しているものとみなしてよいか。また、建築部局や消防部局から改善指導等が行われた場合、無料低額宿泊所の最低基準に違反しているものとして福祉部局でもあわせて社会福祉法第71条に基づく改善命令等を行う必要があるか。

A

建築部局及び消防部局から何らかの指導等が行われている場合でも、当該指導等に応じた対応等がなされている場合には、福祉部局から社会福祉法第71条に基づく改善命令を行う必要はない。

一方、建築基準法又は消防法上の重大な違反等が確認され、建築部局や消防部局の指導等に従わない無料低額宿泊所に対して、建築基準法又は消防法に基づく措置命令が行われる場合には、建築部局及び消防部局とも連携を図りつつ、同法第71条に基づく改善命令や同法第72条第1項に基づく事業の制限停止命令を行うことを検討されたい。

Q24 基準省令第12条第4項第2号に関して、食事サービスとして給食や仕出し弁当等を1日3食提供している無料低額宿泊所についても炊事設備は必要なのか。

A

食事サービスについては、解釈通知第4の5(1)において「利用者から事前の申出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われる」ことを求めている。食事サービスを利用するか、自炊をするかといった入居者の選択性を確保するためにも、食事サービスの提供の有無に関わらず炊事設備は設ける必要がある。

Q25 基準省令第12条第6項第1号ハに規定する居室の床面積については、解釈通知の第2の2(2)イにおいて「人数に応じて適切な面積を確保するものとして、原則として1人当たり7.43平方メートル以上」とされている。これは家族で入居する場合であっても、必ず1人当たり7.43㎡以上を満たしていなければならないのか。

A

例えば、子どもが小さく生活上支障がない場合、多人数世帯で人数に応じた居室がない場合、地域に家族等で入居が可能で、かつ居室面積が1人当たり7.43㎡以上を確保できる施設がない場合など、当該世帯の状況や地域の事情に応じて判断して差し支えない。

Q26 基準省令第12条第6項第1号二及びへに関して、居室の扉及び間仕切壁は堅固なものと規定されているが、その趣旨と具体的に求められる基準について示されたい。

A

間仕切壁については、解釈通知第2の2(2)エのとおりプライバシー

の確保を目的として堅固なものとするのが求められている。扉についても同様であり、間仕切壁や扉については布製のカーテンやアコーディオンカーテンといったものは適切ではない。さらに扉については防犯上の目的もあることから、原則として各入居者が施錠できるものが望まれる。

Q27 基準省令第14条第1項に関して、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約については、それぞれ契約書の様式を分けて作成しなければならないのか。

A

契約書の項目等でそれぞれ提供されるサービスの内容や料金等が区分されていれば、契約書自体が1つであっても差し支えない。

Q28 基準省令第14条第1項に関して、居室の利用とそれ以外のサービスの利用について、それぞれ契約を締結することとされているが、入居申込者が、居室の利用契約のみを希望する場合、それ以外のサービスの提供に係る契約は締結しないことは可能か。

A

各契約は、入居者と無料低額宿泊所が合意のもと締結されるものである。したがって、双方が合意の上で居室の利用契約以外のサービスの提供に係る契約を締結しないことは可能である。ただし、居室の利用契約以外のサービスの提供を行っている無料低額宿泊所側に対して、居室の利用契約以外のサービスの利用を希望しない者への、居室の提供を義務付けるものではないことから、入居申込に際しては、当該無料低額宿泊所において提供されるサービスの内容について十分説明の上で、契約を締結するよう事業者にも周知されたい。

Q29 基準省令第14条第3項に関して、契約期間ごとに意向確認をすることとなっているが、1か月単位等で契約を締結している場合も、契約期間ごとの意向確認は必要か。また、契約の自動更新は認められるか。

A

入居者の意向確認や関係機関との協議は、最低限、1年に一度機会が確保されていけば差し支えない。なお、入居者個人の状況や事業所の意向等により頻度を高く設定することを妨げるものではない。また、自動更新の規定自体を設けることは禁止しないが、入居者への1年ごとの意向確認は行う必要があり、入居者の意思表示がなされていない状況で、契約を自動更新することは認められない。

Q30 基準省令第14条第3項に関して、被保護者以外の入居者の場合、協議の相手方となる関係機関とはどこを想定しているのか。国の機関は含まれないのか。

A

被保護者以外の入居者については、生活困窮者の相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、関係する相談支援機関を想定している。なお、都道府県又は市町村の関係機関以外の機関との協議を妨げるものではなく、例えば、入居者が保護観察中の場合などにおいては、保護観察所等、必要に応じてその他の関係機関についても協議対象とされたい。

Q31 基準省令第14条に関して、令和元年4月1日の改正法の施行前に締結された契約（以下「既契約」という。）は、改正法の施行に際して、新たに契約を締結しなおす必要があるのか。

A

既契約が基準省令に違反するものでなければ、新たに契約を締結しなおす必要はない。ただし、既契約において契約期間が定められていない場

合又は改正法の施行日から1年以上残されている場合については、既契約を締結した日から1年を超えない期間内に、入居者への意向の確認や関係機関との協議を行った上で、引き続きの入居が必要な場合には、新たに契約を締結しなおすこととされたい。

Q32 基準省令第15条第1項の「心身の状況等の把握」について、無料低額宿泊所が入居者に対して入居時の健康診断等を求めることは可能か。可能な場合、入居時に生活保護を受給していない、又は申請中の者に係る健康診断等の費用を、生活保護法（昭和25年法律第144号）第28条第1項に基づく検診命令として生活保護費から支弁することは可能か。

A

無料低額宿泊所への入居時に全員一律に健康診断の結果の提出を求めることは想定していないが、感染症の防止等、無料低額宿泊所の安全管理の面から、例えば、長期の路上生活から入院を経ずに直接、無料低額宿泊所に入居する場合等について、必要に応じて結核の検診を求めることは差し支えない。その場合、被保護者については生活保護法第28条第1項に基づく検診命令の利用を福祉事務所に求め、被保護者でない者であって、症状の自覚があるものについては、無料低額診療事業の利用を支援する等、入居者の経済的負担が生じないように配慮するよう事業者に周知されたい。

Q33 基準省令第18条に関して、食事の提供は、「入居者の心身の状況」にどの程度対応することが求められるか（糖尿食、減塩食等）。対応できないことを理由として、サービスの提供に関する契約を解約することは可能か。

A

解釈通知第4の5（1）において「無料低額宿泊所において提供される食事は、できるだけ変化に富み、入居者の年齢等にも配慮し、栄養的にもバランスを考慮したものであること」が求められるが、糖尿食や減塩食の

ような特別な食事について、個別に対応することまでを義務付けるものではない。

これらの特別な食事の提供が必要な場合であって、当該無料低額宿泊所での対応が困難な入居者については、個別に配食サービス等の利用や、適切な食事を提供できるような施設等への入所を支援する等、適切な対応がなされるよう事業者に周知されたい。

Q34 基準省令第19条に関して、1日1回の入浴の機会の確保について、入居者が共同で利用する浴室については、入居者全員が1日1回は入浴できるような浴室の規模や使用可能な時間の設定がなされていること、各戸が独立しているアパート型の無料低額宿泊所については、各居室に浴室を設けていることにより、同条に定める基準に抵触しないと解してよいか。また、入居者全員が、原則1日1回入浴しているかの実態を確認する必要があるか。

A

お見込みのとおり、1日1回の入浴が可能な設備等が整備されていれば、1日1回の入浴の機会を提供していると解して差し支えない。

したがって、入居者全員が毎日入浴しているかの実態を確認する必要はないが、適宜、入居者の入浴状況等を把握し、設備や使用可能時間について各入居者の1日1回の入浴が可能かを確認し、必要に応じて改善を図ることは求められるものであるため、適切な対応がなされるよう事業者に周知されたい。

また、衛生の保持の観点から、入浴の頻度が低い入居者については、適宜、入浴の声かけなどの支援を行う必要があるため、適切な対応がなされるよう事業者に周知されたい。

Q35 基準省令第 26 条第 2 号において「これ（金銭）に準ずるもの」と規定されているが、何を想定しているか。

また、入居者からの依頼により預金通帳等の保管のみ行う場合は、金銭管理に当たるのか。

A

基準省令第 26 条第 2 号に規定する「これ（金銭）に準ずるもの」としては、預金通帳、キャッシュカード、金券等が想定される。

また、預金通帳、キャッシュカード等の保管について、例えば無料低額宿泊所の事務所に個人ごとに鍵付きの貴重品用ロッカー等を用意し、入居者自身が自由に取り出しできるような保管形態であれば金銭管理には当たらないが、預金通帳等を事業者側が預かり、入居者が取り出す際に事業者側への申出が必要な形態で保管されている場合は、事業者側が金銭等の出納に関与していなかったとしても基準省令第 26 条に規定する金銭管理に当たる。

なお、上記のように、事業者側が通帳等の保管業務のみを行う場合は、基準省令第 26 条第 9 号に規定する管理規程や同条第 5 号による金銭等の管理に係る契約において、収支の記録の方法等を定めたり、収支状況が分かる帳簿等を整備したりする必要はない。

Q36 基準省令第 26 条第 4 号において「金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること」とされているが、金銭等の管理に係る契約の締結後に当該入居者が管理を希望しなくなった場合には、入居者側からいつでも理由なく一方的に当該契約の解約を申し入れ、無料低額宿泊所は直ちに管理する金銭等を返還しなければならないものと解してよいか。

A

お見込みのとおり、無料低額宿泊所での金銭等の管理は金銭の適切な管理に支障がある者を対象としているが、あくまでも入居者本人が希望する場合に行う支援であり、本人の意思に反して金銭等を管理することを認めるものではない。

したがって、入居者が金銭等の管理に係る契約の解約の申し入れがあったときは、無料低額宿泊所は直ちに管理する金銭等を返還しなければなら

ないため、適切な対応がなされるよう事業者には周知されたい。

Q37 基準省令第26条第6号において「金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること」とされているが、金銭等の出納を行う際、必ず出納を行っている場に職員が2人以上いなければならないのか。

A

金銭等の出納後において、出納を行った職員以外の職員が入居者と出納を行った職員の双方にその出納額等を確認する体制等が整備されている場合には、必要な体制が整備されているものとして差し支えない。

Q38 基準省令第27条第2項に規定する「貸借対照表、損益計算書等」は、様式は問わないのか。また、一の法人で複数の無料低額宿泊所を設置する場合、法人一括でこれらの書類を1つの様式で作成するのみで足りるか。

A

無料低額宿泊事業として統一の様式等は求めるものではない。運営主体である各法人において、それぞれ会計基準が定められている場合は、当該基準に応じて必要な書類を作成することとされたい。また、事業所ごとの内訳を把握できる記載方法となっていれば、法人一括でこれらの書類を1つの様式で作成しても差し支えない。

Q39 基準省令第27条第2項の運営規程及び収支の状況の公表に関して、インターネット上で事業所のホームページを設けて掲載をしなければならないか。

A

運営規程及び収支の状況に関する公表は、ホームページでの掲載は必須

ではなく、入居者や入居を検討する者等から閲覧の請求があった場合に、請求に応じることができる状態となっていればよい。

なお、閲覧請求への対応について、例えば、入居者や入居を検討する者等から各事業所へ電話やメールで問い合わせがあった際に、郵送やメールで必要な情報を提供するような方法も考えられる。

Q40 基準省令附則第3条第1項に規定する居室の床面積及び収納設備について、居室の生活スペースが3.3㎡以上確保されている場合、収納設備については、居室内に収納棚を設けたり収納機能付きベッド等を設置したりすることによいか。

また、居室に隣接していない場所に収納場所を設けることでもよいか。

A

基準省令附則第3条第1項第1号及び第3号は、荷物等を置くことによって、実質的な生活スペースが3.3㎡未満とならないように設けた規定である。したがって、居室内に収納場所を設けたとしても、生活スペースが3.3㎡以上確保されていれば、同項第1号及び第3号の条件に該当するものとして差し支えない。

ただし、それによって入居者の生活上の利便性を損なうことは適切ではないことから、収納機能付きベッドを設置する等生活スペースを圧迫するような対応がなされないよう指導されたい。

また、居室に隣接していない場所に収納設備を設けることとしても差し支えない。

Q41 基準省令附則第3条に関して、各自治体の条例において基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合には、床面積が7.43㎡未満の居室について、基準省令附則第3条の規定が適用されるものと解してよいか。

A

基準省令附則第3条については、4.95㎡未満の居室についての経過措

置を規定したものである。各自治体の条例において、基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合の基準省令附則第3条の取扱いについては、各自治体での地域の事情を踏まえて判断されたい。

その際には、居宅において生活が困難な方の居住の場の確保について支障が生じないように十分に留意されたい。

Q42 基準省令附則第3条において、基準省令第12条第6項第1号ハに規定する床面積の基準を満たさない居室に係る経過措置が設けられているが、条例の施行前に、いわゆる多人数居室や簡易個室に新たに天井まで達する間仕切壁を設ける等の改修を行い、床面積が3.3㎡以上4.95㎡未満の居室を設けた場合、同条の規定が適用されるのか。

また、各自治体の条例において、基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合はどうか。

A

基準省令附則第3条は、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物の居室であって、床面積が4.95㎡未満のものに係る経過措置を規定したものである。同条第1項本文の「事業の用に供していた建物」とは、平成27年6月30日時点では宿泊所としての事業の用に供されていたものであっても、同年7月1日以降に、増築して新たに4.95㎡未満の居室を設けた場合や、全面的な改築を行って4.95㎡未満の居室を設けた場合には、同条の経過措置は適用できない。

一方、平成27年6月30日時点で、多人数居室や簡易個室として利用されていた居室について、天井まで達する間仕切壁を設けるなどの改修工事が行われた場合には、同条に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ただし、その場合、4.95㎡以上の居室面積を確保するための改修について、建物の柱や壁等の大規模な改修工事までは必要ない場合が多いと考えられることから、改善計画等の策定の際には、その状況に応じて年限を区切るなど適切な対応を行われたい。

なお、各自治体の条例において基準省令第12条第6項第1号ハただし書の規定を設けない場合の基準省令附則第3条の取扱いは、Q41で示したとおり、各自治体での地域の事情を踏まえて判断されたい。